

(2) 国立市個人情報の保護に関する法律施行条例(素案)の概要

(★：市の上乗せの規定・市独自の保護措置)

No.	項目	規定の内容	備考	参考条文
1	趣旨	この条例は、個人情報の保護に関する法律 ¹ (以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。		
2	定義	①条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 ②そのほか、新条例で使用する用語の意義は、法令で使用する用語の例による。	現行条例 ² で「実施機関」に含まれていた議会 ³ と土地開発公社 ⁴ は含まない。	現行条例第2条第7号「実施機関」
3	市の機関の責務★	①市の機関は、法の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるとともに、その重要性について市民、事業者等への意識の啓発に努めなければならない。 ②市の機関は、個人情報の収集、保管及び利用をするときは、市民等の権利と利益を侵害しないよう必要な措置を講じるとともに、 自己を本人とする個人情報を管理する権利 が保障されるよう努めなければならない。		現行条例第3条・第1条
4	事業者の責務★	事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情		現行条例第4条

¹ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)(令和3年5月19日公布)第51条による改正後の個人情報の保護に関する法律

² 現在の国立市個人情報保護条例(平成14年12月国立市条例第36号)

³ 改正法では、地方公共団体の議会は、基本的に地方公共団体の機関の対象から除外され、改正法第5章(行政機関等の義務等)の規律の対象とされていない(議会事務局も対象外)。国会や裁判所と同様に、自律的な対応の下、個人情報が適切に行われることが期待されている。

⁴ 土地開発公社については、改正法第5章(行政機関等の義務等)ではなく、改正法第4章(事業者)の規定が適用される。

		報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。		
5	市民等の責務★	市民等は、自己情報の適正な管理に自ら努めるとともに、個人情報の取扱いに当たっては、他者の権利利益を不当に侵害することのないよう努め、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。		現行条例第5条
6	条例要配慮個人情報★	「 本人の性的指向又は性自認に関する事項 を内容とする記述等」を条例要配慮個人情報とする。 【理由】 国立市では、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を制定し、同条例に基づくパートナーシップ制度の導入、性的指向・性自認に関する相談支援等を行っているため	法第2条第3項で「要配慮個人情報」(本人に対する不当な差別等が生じないように取扱いに特に配慮を要する個人情報)が定義された ⁵ が、地方公共団体は、地域の特性等に応じて、条例で「条例要配慮個人情報」を定めることができる。	法第60条第5項
7	個人情報取扱業務の登録等★	①個人情報を取り扱う 全ての業務 について、業務の名称・目的・取り扱う個人情報の項目等を明確にするため、現行条例から引き続き、 個人情報取扱業務の登録・公表 をする。 ②個人情報業務登録について、審議会 ⁶ に報告する。	法第75条で作成・公表が必要とされる「個人情報ファイル簿」は、対象者が1,000人以上の場合に限られる。	現行条例第6条 法第75条第5項
8	個人情報ファイル簿の作成等★	①法第75条で作成・公表が必要とされる「個人情報ファイル簿」について、個人情報ファイルを 保有する前に 作成し、市長に通知する。 ②「個人情報ファイル簿」について、審議会に報告する。		
9	目的外利用等の届出等★	①法69条の規定により、保有個人情報の目的外利用等をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出るとともに、その旨を公表する。 ②目的外利用等について、審議会に報告する。		現行条例第9条第2・3項、第9条の2第2項

⁵ 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実ほか

⁶ 国立市情報公開及び個人情報保護審議会

10	代理人による開示請求★	代理人による開示請求があった場合において、必要と認めるときは、規則で定めるところにより、本人の意思を確認することができる。		現行条例第13条第2項ただし書
11	不開示情報★ (市の情報公開条例の規定との整合を図る開示情報・不開示情報の規定)	①国立市情報公開条例において開示とする情報について、本人からの個人情報開示請求においても開示とするため、情報公開条例に合わせて、以下の情報を 開示情報として追加 する。 ・ 公務員の氏名 (情報公開条例第6条第1項第1号エ) ②国立市情報公開条例において非開示とする情報について、本人からの個人情報開示請求においても不開示とするため、情報公開条例に合わせて、以下の情報を 不開示情報として追加 する。 ・ 行政上の取締り、犯罪の予防、人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全の確保のため、開示しないことが必要と認められる情報 (情報公開条例第6条第1項第5号) ・ 法令の定めるところにより、明らかに開示することができないとされている情報 (情報公開条例第6条第1項第6号)		法第78条第2項
12	開示請求の手續	開示請求書には、法に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。		現行条例第17条第1項
13	開示決定等の期限に関する特例★	法第83条では開示決定等の期限を 30日以内 としているが、現行条例に合わせて、新条例でも 14日以内 とする。		現行条例第18条第1項
14	開示請求に係る手数料等	手数料は無料とし、写しの作成に要する費用は請求者負担とする(現行条例と同様)。		現行条例第31条
15	訂正請求の手續	訂正請求書には、法に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。		現行条例第22条第1項
16	訂正決定等の期	法第94条では訂正決定等の期限を 30日以内 としているが、現行条例		現行条例第23条

	限に関する特例★	に合わせて、新条例でも 14日以内 とする。		第1項
17	利用停止請求の 手続	利用停止請求書には、法に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。		現行条例第26条 第2項
18	利用停止決定等 の期限に関する特 例★	法第102条では利用停止決定等の期限を 30日以内 としているが、現行条例に合わせて、新条例でも 14日以内 とする。		現行条例第26条 第3項
19	国立市行政不服 審査会への諮問	開示決定等について審査請求があったときは、国立市行政不服審査会（国立市行政不服審査法施行条例第3条）に諮問する。		現行条例第27条 第2・3項
20	国立市情報公開 及び個人情報保 護審議会への諮 問等★	<p>①市の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。</p> <p>②【審議会の自発的な審議】審議会は、①により諮問を受けた事項のほか、市の機関の個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議し、市の機関に対して意見を述べることができる。</p> <p>③市の機関は、次に掲げる事項について、定期的に審議会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 個人情報を取り扱う情報システムのうち、規則で定めるものの導入又は変更（軽微な変更を除く。）</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「規則で定めるもの」(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 経常的かつ継続的に使用するシステムに限る。 • 国が開発し提供するシステムを除く。 • 本人が利用規約に同意の上で利用するシステム（Webサイト、アプリ等）を除く。 </div>	<p>③法では、個人情報ファイルの作成、オンライン結合等について、類型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めることは、認められないとされている。</p> <p>→個人情報保護の観点から、現行条例での審議会への諮問事項について、法において許容される範囲で、新条例で報告事項とする。</p> <p>ただし、報告対象は限定する（一定の安全性が確保されている場合等を除く。）。</p>	現行条例第29条 第1・2項、法第1 29条 現行条例第11条

		<p>(2) 電子計算組織の結合（情報伝達システムを利用して、個人情報のデータを経常的に市の機関以外のものに提供することをいう。）のうち、規則で定めるもの</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>「規則で定めるもの」(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令の規定に基づく結合を除く。 ・LGWAN 回線による結合を除く。 ・国が開発し提供するシステムによる結合を除く。 ・本人が利用規約に同意の上で利用するシステム（Webサイト、アプリ等）による結合を除く。 </div> <p>(3) 法第68条第1項の規定により個人情報保護委員会に報告すべき保有個人情報の漏えい等の事態</p> <p>(4) その他個人情報の取扱いに関する事項であって、市の機関が必要と認めるもの</p>		現行条例第12条
21	運用状況の公表等★	市長は、毎年1回、市の機関から法及びこの条例の運用状況の報告を求め、これを取りまとめて公表するとともに、審議会に報告する。		現行条例第40条
22	委任	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		現行条例第41条
23	付則：施行期日	令和5年4月1日		
24	付則：関係条例の改廃	現行の国立市個人情報保護条例の廃止 関係条例の改正等		
25	付則：経過措置			

○条例で定めない事項

(1) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（法第 119 条第 3 項・第 4 項）

行政機関等匿名加工情報に係る提案募集⁷については、経過措置として、当分の間は都道府県と指定都市のみに義務付け。他の地方公共団体は、任意で実施可能

→国立市では実施しないため、本条例に規定しない。

【理由】提案募集の必要性の調査その他導入に係る検討に時間を要するため

(2) その他法に規定されている事項

現行条例の規定のうち法と重複する規定について、本条例に規定することは許容されないため、本条例では規定しない。

⁷ 民間事業者からの提案を受けて、匿名加工情報（特定の個人を識別できないように個人情報を加工した情報）を作成・提供する仕組み（地方公共団体が保有するパーソナルデータの利活用を推進する仕組み）